

第4次くれ男女共同参画基本計画

～ともに奏でる あしたのくれ～

※素案

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本的な考え方	1
3 計画の期間	3
4 世界・国・広島県の男女共同参画に関する動向	4
5 呉市における現状と動向	7
6 第 3 次計画における取組の成果と課題	15
7 計画の重点項目	18

第 2 章 計画の体系と内容

1 計画の体系	20
2 基本方針、基本施策及び具体的施策	21
領域Ⅰ 仕事と暮らしの充実	21
基本方針 1 誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり	21
基本方針 2 働く場において女性がその力を発揮することができる環境づくり	24
基本方針 3 個人生活の充実による多様な暮らし方の実現	26
領域Ⅱ 男女共同参画の意識づくりと人権の尊重	27
基本方針 1 性差に係る固定的な意識の解消	27
基本方針 2 主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成	29
領域Ⅲ 安心して暮らせる環境の整備	30
基本方針 1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援	30
基本方針 2 誰もが健康で安心して暮らせる環境づくり	32
領域Ⅳ 性別にかかわらずともに参画する地域社会の形成	35
基本方針 1 政策・方針の立案および決定過程における多様な意見の反映	35
基本方針 2 地域づくりへの男女共同参画の拡大	37
3 指標と目標値の一覧	39

第 3 章 計画の実現に向けて

1 推進体制	40
2 計画の進行管理	40

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

呉市では、平成13（2001）年12月に、男女共同参画の推進に向けて市・市民・事業者が取り組む基本的な方向性を明らかにした「くれ男女共同参画推進条例（以下、「条例」といいます。）」を制定し、平成15（2003）年1月には「呉市男女共同参画都市宣言」を行いました。同年3月には、条例の規定に基づき、「くれ男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成25（2013）年3月には後継計画となる「くれ男女共同参画基本計画（第3次）」（以下、「第3次計画」といいます。）を、平成30（2018）年3月には「くれ男女共同参画基本計画（第3次）改定版」を策定し、市民や事業者とともに施策を推進してきました。

この第3次計画の実施期間が令和4（2022）年度で満了することから、これまでの取組の成果を継承しつつ、更に発展させた「第4次くれ男女共同参画基本計画」（以下、「第4次計画」といいます。）を策定して、上位計画である「第5次呉市長期総合計画」、国および広島県の計画との整合を図りながら、総合的、計画的に推進します。

2 計画の基本的な考え方

（1）計画の目的と理念

本計画は、男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目的として、条例第3条に規定する基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために策定します。

《基本理念》

1. 男女の人権の尊重
2. 男女共同参画を妨げる制度や慣行の見直し
3. 政策または方針の立案および決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と職業生活その他の活動との両立
5. 性と生殖に関する権利の尊重と健康への配慮
6. 国際社会の取組との協調

（2）計画の位置付け

- ①本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、「市町村男女共同参画計画」として、また、条例第8条に規定する計画として策定するもので、呉市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画です。
- ②本計画は、上位計画である「第5次呉市長期総合計画」や、実施中のその他の関連計画との整合を図ったものです。
- ③本計画は、平成15年3月策定の「くれ男女共同参画基本計画」から平成30年3月策定の「くれ男女共同参画基本計画（第3次）改定版」までの取組を引き継ぐものです。

- ④本計画の領域Ⅲ「安心して暮らせる環境の整備」の「基本方針１ 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「配偶者暴力防止法」といいます。）」第２条の３第３項に規定する「市町村基本計画」です。
- ⑤本計画は、平成２７（２０１５）年に９月に施行、令和元（２０１９）年６月に改正された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」といいます。）」の趣旨や考え方を踏まえた取組を実施していく必要があるため、「女性活躍推進法」第６条第２項に規定する「市町村推進計画」として位置付けます。

（３）計画策定の方針

①幅広い意見が反映された計画

この計画は、市民ニーズに沿った具体的な施策を盛り込むため、呉市男女共同参画推進審議会の意見、男女共同参画市民アンケート調査、企業の取組状況調査の結果やパブリック・コメント等を踏まえ、広く市民や事業者の意見が反映された計画とします。

調査名	男女共同参画市民アンケート調査	男女共同参画に関する 企業の取組状況調査 (平成19年度より継続実施)
調査対象	呉市内に居住する満18歳以上の男女	市内に事業所のある従業員概ね30人以上の企業および呉市人権尊重企業連絡協議会に加入している企業
抽出方法	層化無作為抽出法	全数調査
調査期間	令和３（2021）年７月28日～９月10日	令和３（2021）年８月６日～８月31日
調査方法	郵送法	郵送法・FAX回収
標本数	2, 500	321
有効票数	1, 057	145 (他、宛先不明・事務所移転等6事業所)
有効回答率	42.28%	46.00%

②評価のできる計画

この計画の実施にあたっては、数値目標を設定し、施策の進捗状況や実効性が客観的に評価できるような計画とします。

③市民とともに進める計画

条例では、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民および事業者がそれぞれの役割や責任を自覚し、積極的に役割を担い合って計画を推進していくことが定められています。

そこで、この計画は、市が自ら率先して実施する取組に加えて、市民や事業者を支援して、市が市民や事業者とともに推進する計画とします。

④SDGs（持続可能な開発目標）との関係

平成２７（２０１５）年９月の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」において、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現のため国際目標として１７のゴール・１６９のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）：

Sustainable Development Goals)」が設定されました。

SDGsでは、令和12（2030）年までの世界共通の目標として、多岐にわたる17の持続可能な開発目標と169のターゲットが設定され、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

この計画の上位計画となる「第5次呉市長期総合計画」では、呉市の将来都市像の1つとして、『SDGsを通して豊かな未来を創る「くれ」』を掲げ、その実現に向けた取組を推進するとしており、この計画の推進を通してSDGsの達成に貢献します。

SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の期間

この計画の実施期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。また、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間を前期基本計画、令和10（2028）年度から令和14（2032）年度までの5年間を後期基本計画とし、前期基本計画の最終年度である令和9（2027）年度に、施策の進捗状況や課題を検証し、後期基本計画に反映することとします。また、関係する法律等の改正や、新たに取り組むべき課題等への対応のため、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表 計画期間

令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度
第4次くれ男女共同参画基本計画									
前期基本計画					後期基本計画				

4 世界・国・広島県の男女共同参画に関する動向

(1) 世界の動向

平成27(2015)年9月の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現のため国際目標として17のゴール・169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」が設定されました。

その中の目標5において「ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメントを図る」、また目標8において「全ての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する」が掲げられており、令和12(2030)年までに「誰一人取り残さない」ことを目標として、世界の全ての国・地域の政府だけでなく、地方自治体や民間企業等もその達成に向けて取り組むこととされています。

また、令和元(2019)年に日本で開催された「G20サミット(金融・世界経済に関する首脳会合)」の成果文書である「G20大阪首脳宣言」においても、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記されており、社会経済発展の視点からも世界共通の課題とされています。

諸外国においてはクォータ制の浸透や強制力を持った法制化の進展等により、政治分野、経済分野での男女格差は縮小している中、世界経済フォーラムが令和4(2022)年に発表したジェンダー・ギャップ指数(※GGI)によると日本は146か国中116位であり、国際社会のスピード感を備えた推進状況と比較すると、我が国の男女共同参画の推進状況は、政治分野や経済分野をはじめ非常に遅れたものとなっています。

*1 クォータ制:人種や性別、宗教などを基準に、一定の比率で人数を割り当てる制度

*2 ジェンダー・ギャップ指数:経済・教育・政治参加などの分野で世界各国の男女間の不均衡を示す指標

(2) 国の動向

令和2(2020)年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」においては、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、以下のような社会情勢の現状および課題に係る認識をふまえた計画が策定されています。

1	新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
2	人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
3	人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
4	法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
5	デジタル化社会への対応(Society5.0)
6	国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
7	頻発する大規模災害
8	SDGsの達成に向けた世界的な潮流

＜参考＞男女共同参画に係る主な法律の制定・改正等

①「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」の改正

平成28（2016）年からの「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の段階的改正により、職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児に関するハラスメントの防止措置が雇用主に義務化されました。また、子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得、育児休業の分割取得が可能になる等、育児・介護のための休暇を取得しやすい雇用環境整備および労働者に対する個別の周知・意向確認の措置が義務化されました。

②「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定

平成30（2018）年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、衆議院議員、参議院議員および地方公共団体の議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すこと等を基本原則とし、国・地方公共団体の責務を定め、政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることとされました。

③「女性活躍推進法」の改正

令和元（2019）年6月の「女性活躍推進法」改正により、常時雇用する労働者が301人以上の事業主における女性活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度（プラチナえるぼし）が創設されました。さらに、令和4（2022）年4月からは一般事業主行動計画の策定及び女性活躍に関する情報公表の義務の対象が常時雇用する労働者が101人以上の事業主に拡大されました。

④「児童福祉法」等の改正

令和元（2019）年6月に「児童福祉法」等が改正され、DV防止対策と児童虐待防止対策の連携強化のため、婦人相談所および配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努め、児童相談所は、DV被害者の保護のために配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めることとされました。

⑤「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の策定

令和2（2020）年5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定され、地方公共団体が災害対応に当たっての基本的な考え方と、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項が示されました。

(3) 広島県の動向

広島県においても、男女共同参画社会基本法に基づく「広島県男女共同参画基本計画（第4次）」（平成28（2016）年3月策定）の改定が行われ、令和3（2021）年3月に「わたらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画（第5次））」が策定されました。当該第5次計画では、以下の3点を特に注力して取り組むこととされています。

1	性別に関わらず誰もが安心して働き、活躍できる環境づくり
2	性別に関わらない自分らしい暮らし方の実現に向けた男女双方の意識改革
3	性の多様性の尊重と県民理解の促進

また、配偶者暴力防止法に基づく「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）」（平成28（2016）年8月策定）の改定が行われ、令和3（2021）年3月に「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」が策定されました。

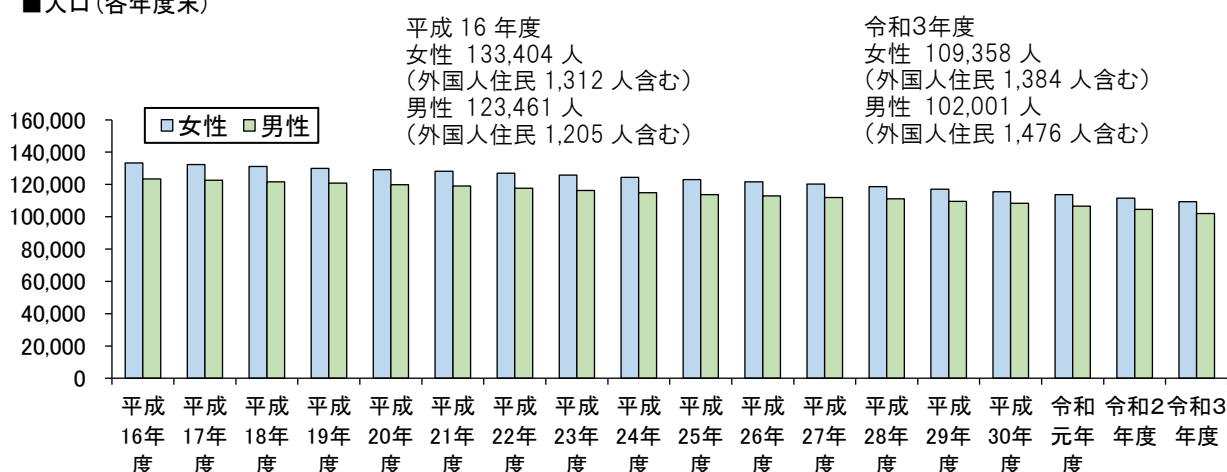
5 呉市における現状および動向

(1) 呉市の基礎データ

人口の減少

呉市は、平成15（2003）年度に近隣1町と、平成16（2004）年度に近隣7町と合併し、その人口は平成16（2004）年度末に256,865人（うち外国人住民2,517人）に増加しましたが、令和3（2021）年度末には211,359人（うち外国人住民2,860人）まで減少しています。また、男女比では、女性の方が7,357人多くなっています。

■人口（各年度末）

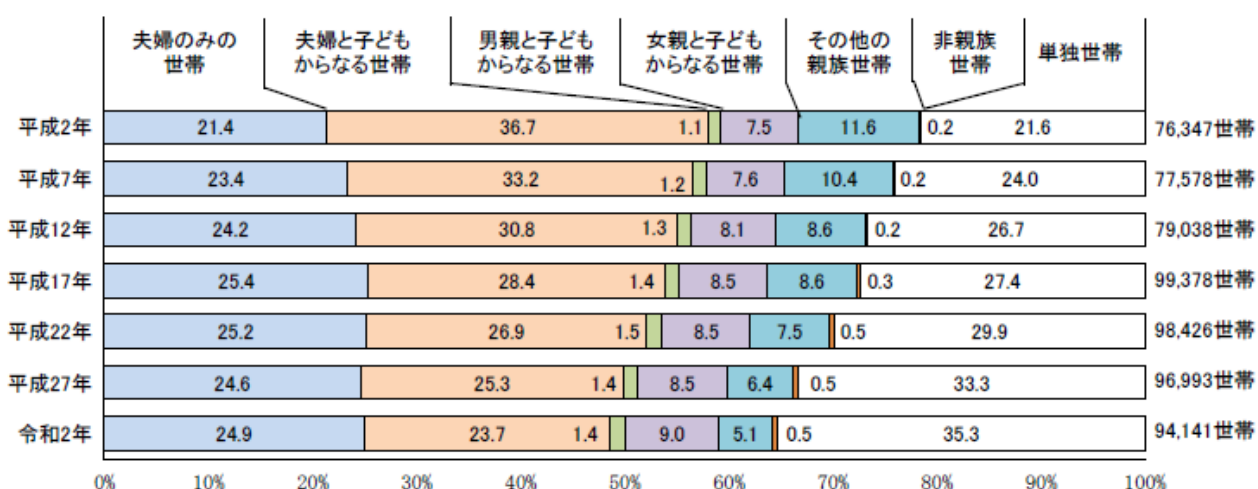


《資料：住民基本台帳、外国人登録法に基づく登録人口（令和3年度まで）》

単独世帯の増加

呉市では、単独世帯が年々増加し、夫婦と子どもからなる世帯が減少しています。

■一般世帯の家族類型別割合の推移

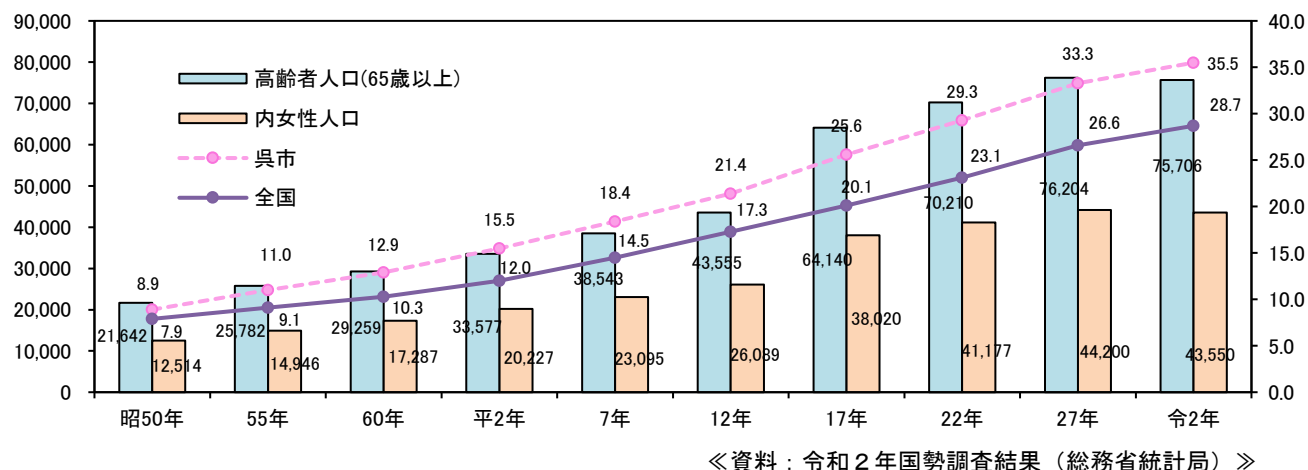


《資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局）》

進む高齢化

呉市の65歳以上の高齢者人口は年々増加し、令和2（2020）年には、人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は35.5パーセントとなり、全国平均と比べ6.8ポイント高くなっています。また、令和2年の高齢者人口では57.5パーセントが女性となっています。

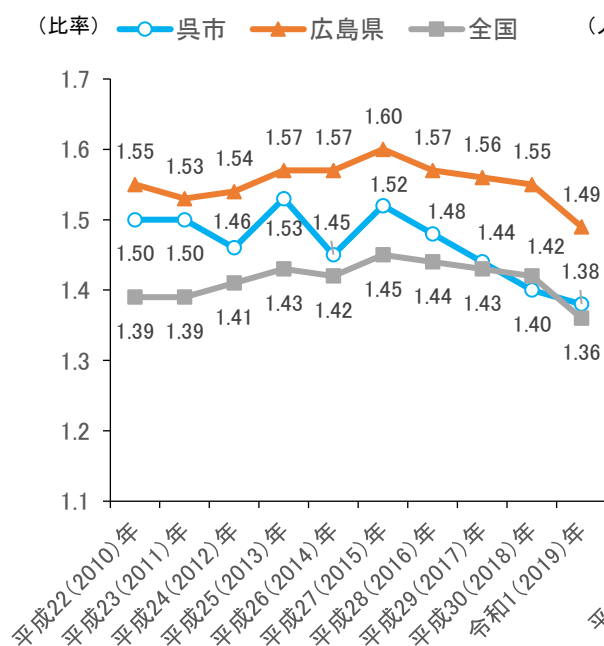
■高齢者人口および高齢化率の推移



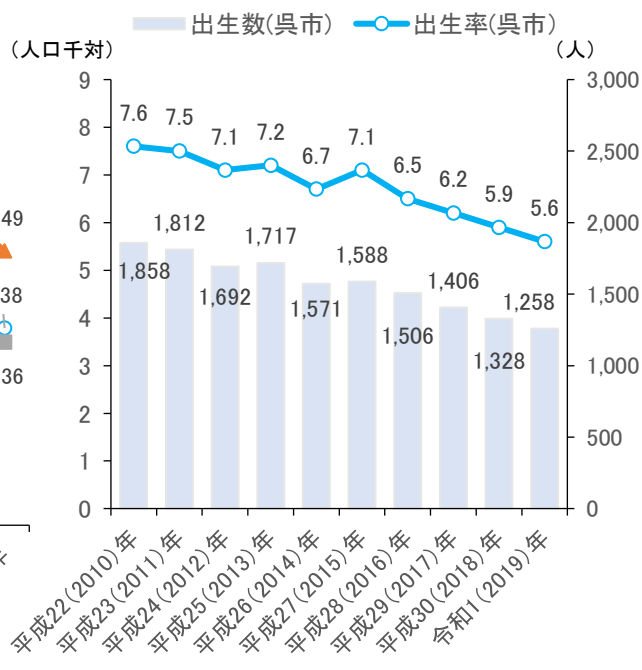
出生率および合計特殊出生率の推移

呉市の合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの数の平均値）は、人口を維持するために必要と言われている2.07を大幅に下回る状況が続いており、出生率および出生数についても減少傾向となっています。

■合計特殊出生率の推移



■出生数および出生率の推移



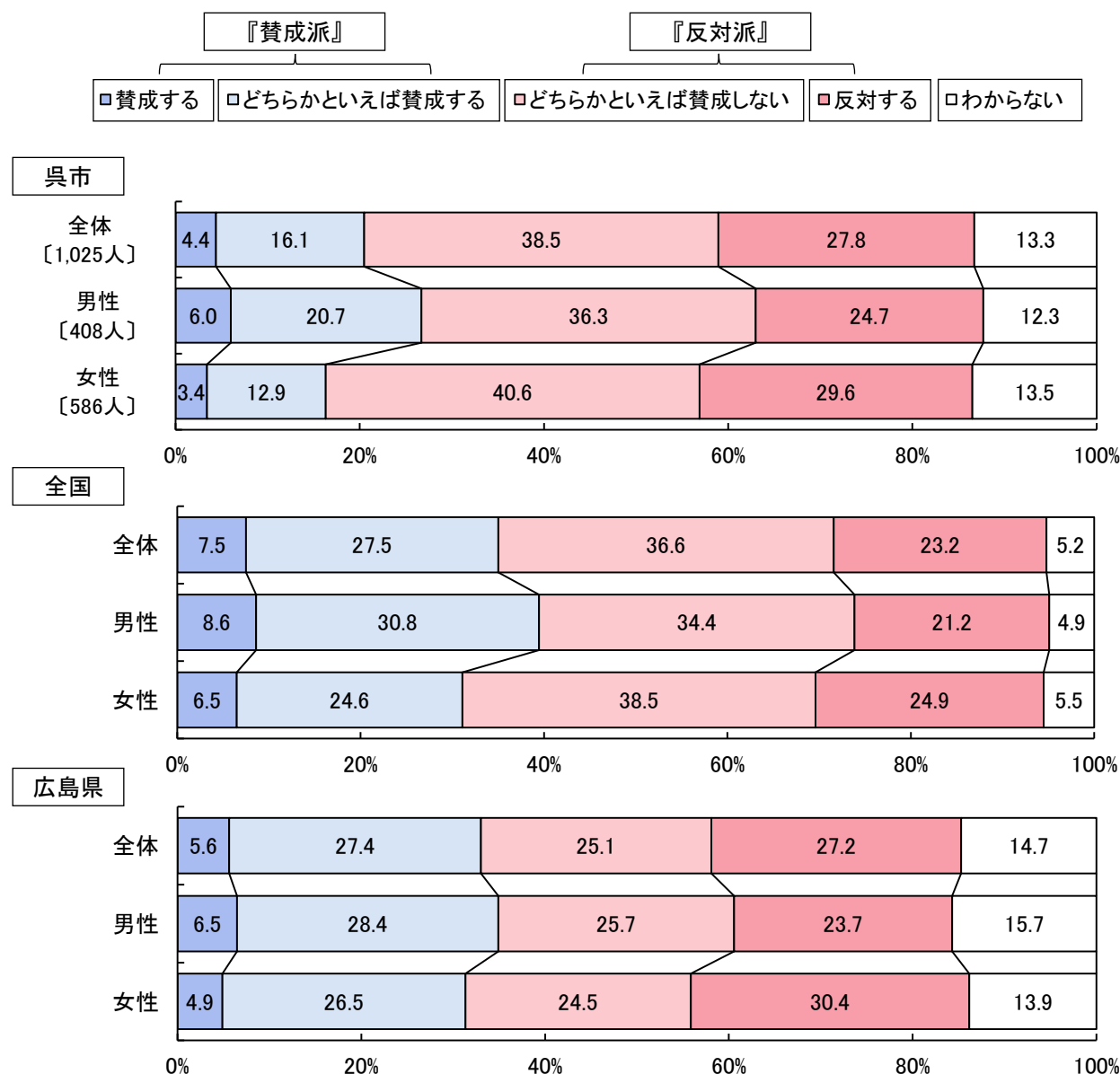
※資料：人口動態統計（厚生労働省），呉市調べ※

（２）令和３年度男女共同参画市民アンケート調査の結果より（一部抜粋）

固定的性別役割分担意識の変化

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「賛成する」と「どちらかといえば賛成する」を合わせた『賛成派』は20.5パーセント、「反対する」と「どちらかといえば賛成しない」を合わせた『反対派』は66.3パーセントで、『反対派』が『賛成派』を大きく上回り、平成28年の調査結果と比較し『反対派』が5.5ポイント増えています。

■「男は仕事、女は家庭」という考え方について



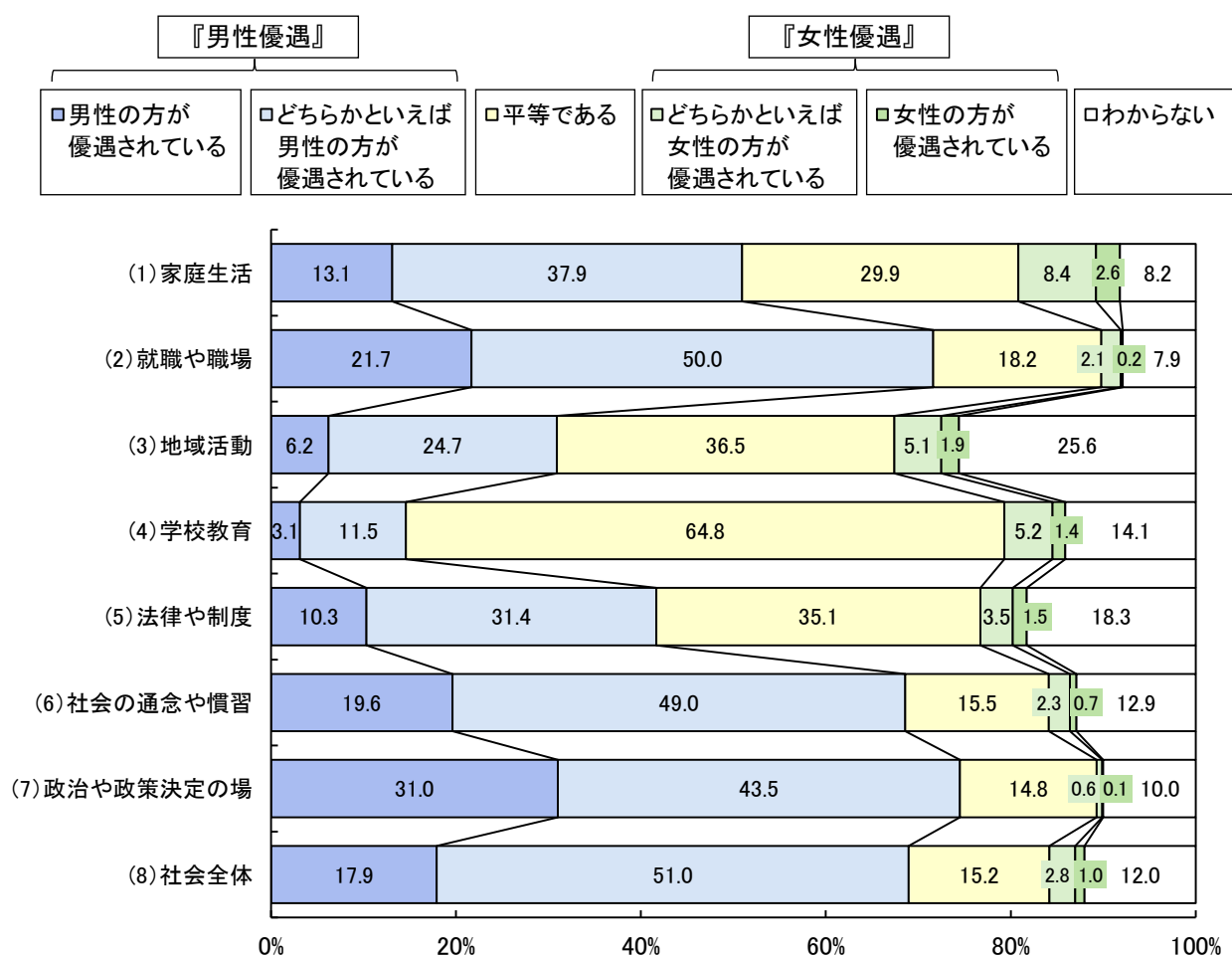
≪資料：男女共同参画市民アンケート調査（令和３年 呉市）≫
 ≪資料：男女共同参画社会に関する世論調査（令和元年 内閣府）≫
 ≪資料：広島県政世論調査（令和２年 広島県）≫

さまざまな分野における男女の地位について

男女の地位が平等になっていると思うかを8つの分野についてみると、「就職や職場」「社会の通念や慣習」「政治や政策決定の場」「社会全体」の分野において、『男性優遇』と回答した人は、6割を超えています。一方、「平等」と感じている分野は、「学校教育」が64.8パーセントと最も高く、次いで「地域活動」で36.5パーセント、「法律や制度」で35.1パーセントと、すべての分野において、平成28年の調査結果からあまり大きな変化はみられません。

※「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせて『男性優遇』，
「女性の方が優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を合わせて『女性優遇』

■男女の地位について



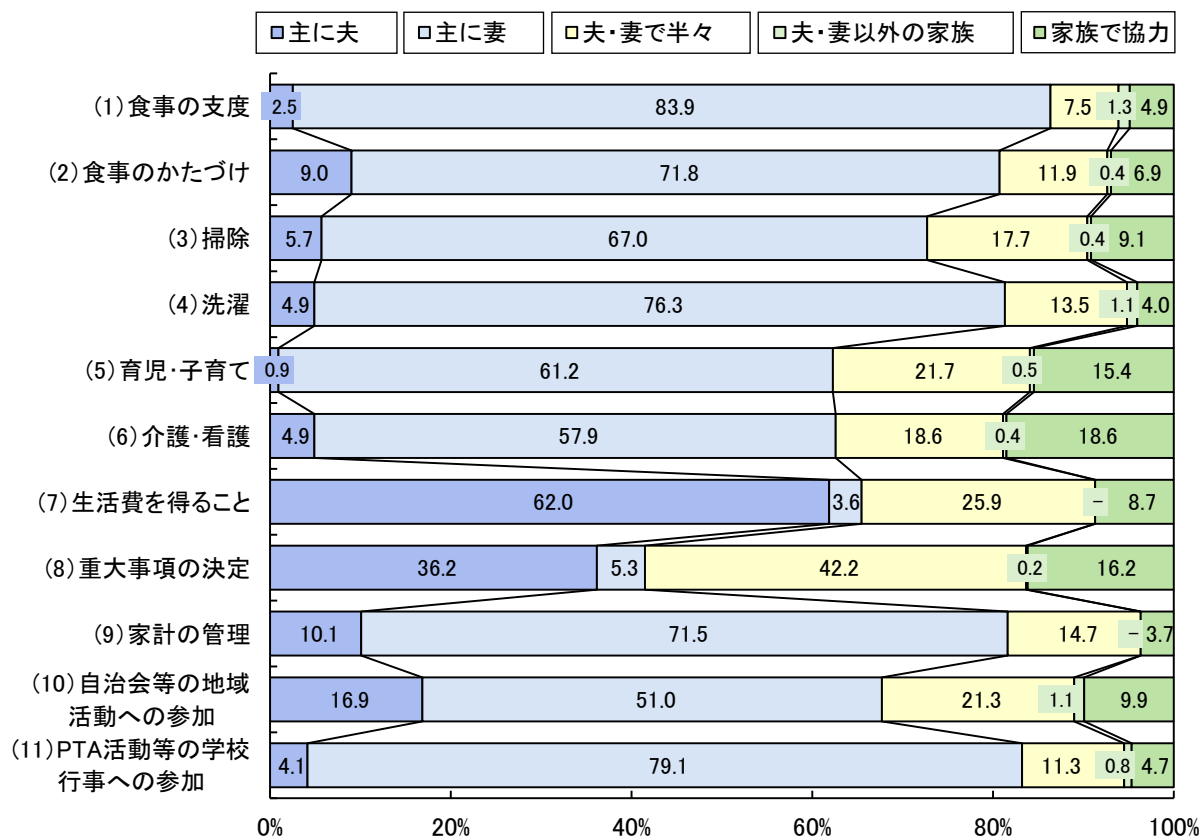
《資料：男女共同参画市民アンケート調査（令和3年 呉市）》

家庭での役割分担について

現在結婚している方の家庭での役割分担について11の項目についてみると、「(7) 生活費を得ること」は「主に夫」が62.0パーセントと最も高く、「(8) 重大事項の決定(高額な商品や土地・家屋の購入など)」は「夫・妻で半々」が42.2パーセント、「主に夫」が36.2パーセントとともに高くなっています。その他の家庭での役割の項目では「主に妻」が最も高くなっています。

■家庭での役割分担について

現在結婚している方のみ

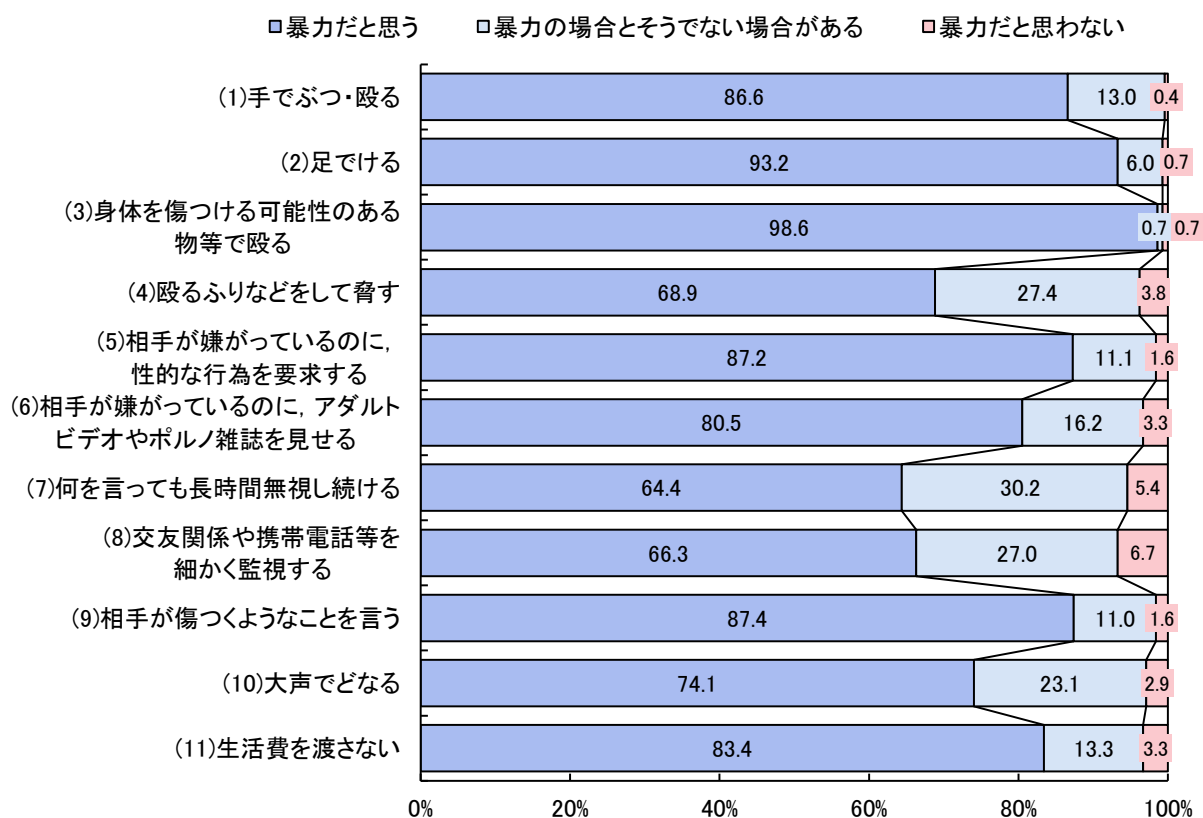


《資料：男女共同参画市民アンケート調査（令和3年 呉市）》

配偶者や恋人の間で行われた場合、暴力だと思う行為と、経験について

配偶者や恋人の間で行われた場合、暴力だと思う行為については、「(3) 身体を傷つける可能性のある物等で殴る」は98.6パーセント、「(2) 足でける」は93.2パーセントと9割以上が「暴力だと思う」と回答しています。一方、「(7) 何を言っても長時間無視し続ける」は64.4パーセント、「(8) 交友関係や携帯電話等を細かく監視する」は66.3パーセントと「暴力だと思う」と回答した割合が7割未満と低くなっています。

■配偶者や恋人の間で行われた場合、暴力だと思う行為について〔行為別〕

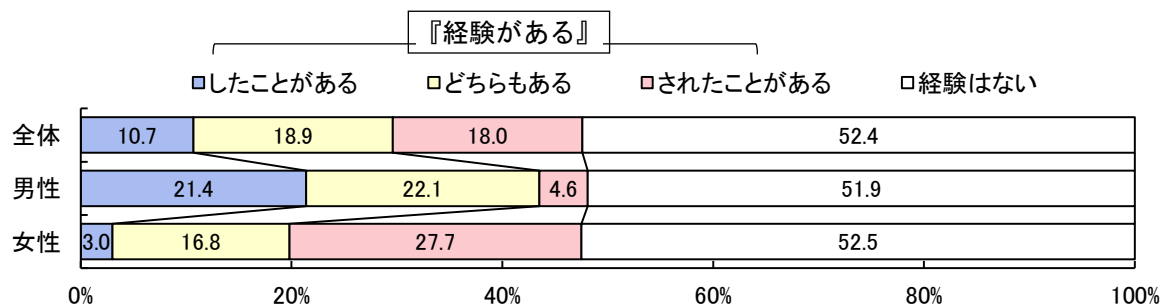


※資料：男女共同参画市民アンケート調査（令和3年 呉市）※

また、これらの項目について1つでも『経験がある』は、全体では47.6パーセントとなっています。男女で『経験がある』の値に大きな差異はありませんが、男性は「したことがある」が「されたことがある」より多く、女性は「されたことがある」が「したことがある」より多くなっています。

※ (1)～(11)の項目について「したことがある」「どちらもある」「されたことがある」のいずれか1つ以上がある場合、『経験がある』とする。

■配偶者や恋人の間で行われた場合、暴力だと思う行為の経験有無について〔全体〕（全体・性別）



※資料：男女共同参画市民アンケート調査（令和3年 呉市）※

(3) 令和3年度男女共同参画に関する企業の取組状況調査結果より

調査の概要

①調査の目的

本調査は、呉市内企業の経営者や人事担当責任者に対し、「職場における男女共同参画」および「仕事と家庭の両立支援」に関わる意識をお尋ねし、今後の市の施策に反映させることを目的に実施しました。(平成19年度より継続実施)

②調査の設計

調査区域	呉市全域
調査対象	市内に事業所のある従業員概ね30人以上の企業および呉市人権尊重企業連絡協議会に加入している企業
標本数	321 事業所
調査方法	郵送配布・FAX回収
調査期間	令和3(2022)年8月6日～8月31日

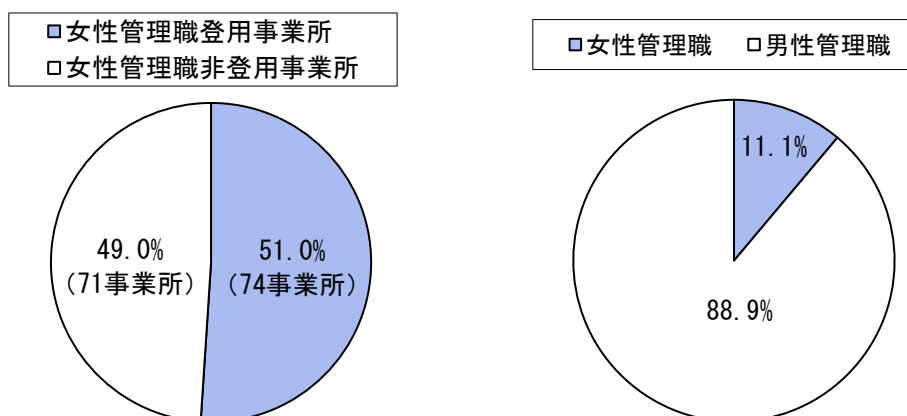
③回収結果

A. 発送数	B. 宛先不明・事務所移転等	C. 回収数	D. 回収率 [C÷(A-B)]
321 事業所	6 事業所	145 事業所	46.0%

事業所における女性管理職の登用

女性を管理職(課長クラス以上の職)に登用している事業所は、145事業所中74事業所で51.0パーセント、全管理職2,235人に対する女性管理職249人の割合は11.1パーセントとなっています。

■事業所における女性管理職の登用



《資料：男女共同参画に関する企業の取組状況調査（令和3年 呉市）》

■事業所における女性管理職の登用〔事業内容別〕

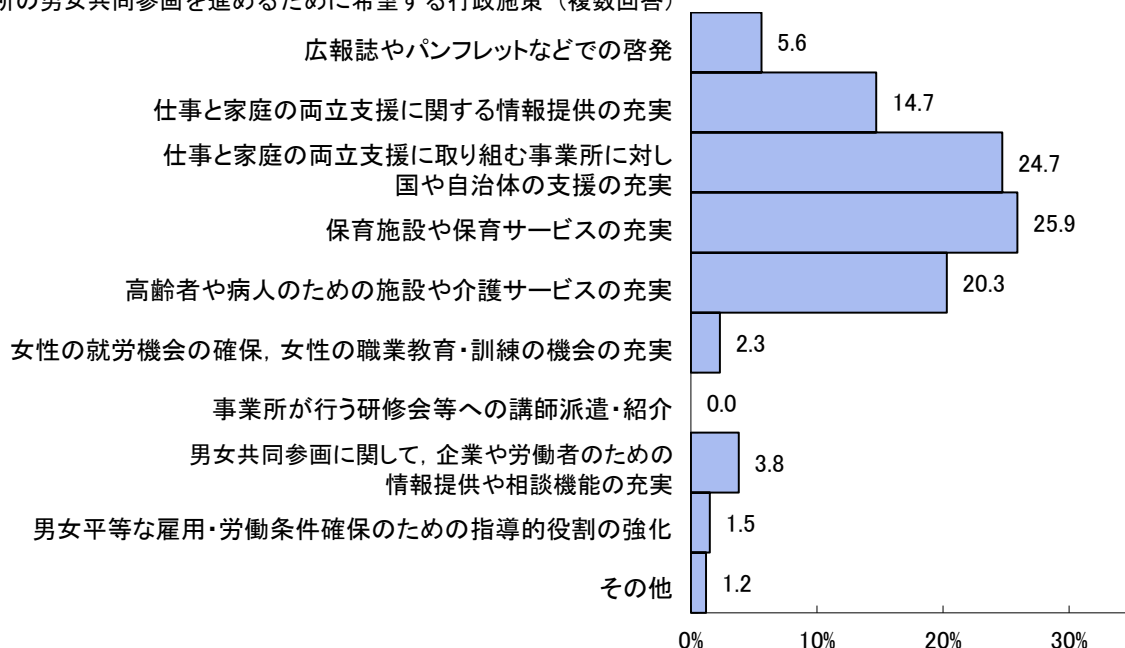
事業内容	事業所数 (件)	管理職数 (人)	女性管理職 登用数 (人)	女性管理職 の割合 (%)
建設業	13	173	2	1.2
製造業	48	1,070	23	2.1
電気・ガス・熱供給・水道業	1	3	0	0.0
情報通信業	2	39	4	10.3
運輸・郵便業	12	101	12	11.9
卸売・小売業	10	91	10	11.0
金融・保険業	6	85	12	14.1
不動産業・物品賃貸業	1	4	0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	2	40	1	2.5
宿泊・飲食サービス業	3	16	3	18.8
生活関連サービス業、娯楽業	3	12	1	8.3
教育、学習支援業	4	46	5	10.9
医療・福祉	28	457	170	37.2
複合サービス業	2	42	3	7.1
サービス業（他に分類されないもの）	10	56	3	5.4
合 計	145	2,235	249	11.1

《資料：男女共同参画に関する企業の取組状況調査（令和3年 呉市）》

事業所の男女共同参画を進めるために希望する行政施策について

事業所の男女共同参画を進めるために希望する行政施策については、「保育施設や保育サービスの充実」が25.9パーセント、「仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所に対し国や自治体の支援の充実」が24.7パーセント、「高齢者や病人のための施設や介護サービスの充実」が20.3パーセントと高く、続いて「仕事と家庭の両立支援に関する情報提供の充実」が14.7パーセントとなっています。

■事業所の男女共同参画を進めるために希望する行政施策（複数回答）



《資料：男女共同参画に関する企業の取組状況調査（令和3年 呉市）》

6 第3次計画における取組の成果と課題

(1) 施策目標の達成状況

「くれ男女共同参画基本計画（第3次）改定版」の指標と現況値・目標値

目標Ⅰ：男女がともに、男女共同参画についての意識づくりの推進

「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定化する考え方に反対する人の割合については、男性、女性ともに第3次計画初年度の値より大きくなっており、性別によって役割を固定化する意識は少しずつ解消されていると言えますが、目標値には至っていません。

また、「社会全体」で男女の地位が平等だと思う人の割合については、男性、女性ともに改善傾向が見られない状況です。引き続き、男女共同参画社会について理解を促すために広報・意識啓発を行うとともに、男女共同参画について理解を深める学習機会の充実を図る必要があります。

指 標	第3次計画 初年度 (平成 25 年度)	改定版 策定時 (平成 29 年度)	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和4年度)
「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定化する考え方に反対する人の割合	男性 52.9% 女性 62.2% (平成 23 年度)	男性 57.8% 女性 63.4% (平成 28 年度)	男性 61.0% 女性 70.2%	男性 70% 女性 75%
「社会全体」で男女の地位が平等だと思う人の割合	男性 23.3% 女性 10.0% (平成 23 年度)	男性 23.1% 女性 10.9% (平成 28 年度)	男性 18.9% 女性 12.3%	男性 35% 女性 20%

目標Ⅱ：男女がともに、社会活動や意思決定過程における男女共同参画の推進

女性の管理職がいる事務所の割合については令和3年の値で51.0パーセントと目標値の50.0パーセントを達成しています。また、市の管理職に占める女性職員の割合についても令和4年度当初の値で11.6パーセントと目標値に達しており、女性委員のいない審議会数、女性の単位自治会長の割合の2つの指標についても、令和4年度当初時点で目標値には達していないものの改善傾向が見られます。

一方、審議会等委員に占める女性の割合については、改善傾向が見られず、目標値の30.0パーセントの達成は難しい状況となっています。目標値の早期達成に向け、新たな人材の発掘と育成、女性の人材に関する情報提供の充実が課題です。

指 標	第3次計画 初年度 (平成 25 年度)	改定版 策定時 (平成 29 年度)	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和4年度)
女性委員のいない審議会数	4	5	3 (令和4年度)	0
審議会等委員に占める女性の割合	22.6%	22.5%	21.5% (令和4年度)	30%
市の管理職に占める女性職員の割合	2.7%	2.3%	11.6% (令和4年度)	10%
女性の管理職がいる事業所の割合	38.4%	40.0%	51.0%	50%
女性の単位自治会長の割合	7.1%	7.8%	9.6% (令和4年度)	10%

目標Ⅲ：男女がともに、仕事と生活をバランスよく送れる環境づくり

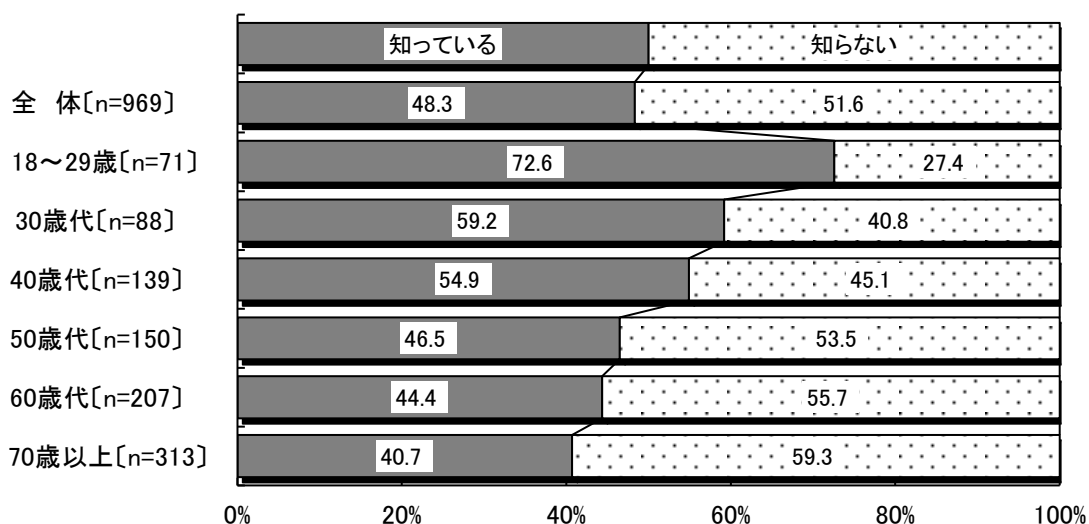
家庭生活で「育児（乳幼児の世話）」を主に妻だけが行う人の割合については、令和3年時点の値で目標値には達していないものの、改善傾向が見られます。一方、男性の育児休業取得率（市職員）、育児参加休暇取得率（市職員）、市職員の年次有給休暇取得日数、家庭生活で「介護・看護」を主に妻だけが行う人の割合の4つの指標については、改善傾向が見られません。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉を知っている割合については、企業においては令和3年の値で97.2パーセントと概ね目標値を達成する推移となっています。一方、市民においては令和3年度の値で48.3パーセントと改善傾向は見られるものの、目標値の65パーセントとの差は大きく、また年代が上がるほど知っている割合が低いことから、幅広い年代への認知と理解を促す取組が必要です。

指 標	第3次計画 初年度 (平成 25 年度)	改定版 策定時 (平成 29 年度)	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和4年度)
男性の育児休業取得率(市職員)	3.8%	0.0%	0.0%	10%
育児参加休暇取得率(市職員)	※改定版にて 指標追加	76.5%	66.7%	100%
市職員の年次有給休暇取得日数	8日	8.23日 (平成 28 年度)	8.79日	15日
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) という言葉を知っている割合	市民 29.7% (平成 23 年度) 企業 91.3% (平成 23 年度)	市民 42.4% (平成 28 年度) 企業 98.5% (平成 28 年度)	市民 48.3% 企業 97.2%	市民 65% 企業 100%
家庭生活で「介護・看護」を主に妻だけが行 う人の割合	56.9% (平成 23 年度)	55.3% (平成 28 年度)	57.9%	40%
家庭生活で「育児(乳幼児の世話)」を主に妻 だけが行う人の割合 ※令和3年男女共同参画市民アンケート調査で は「育児・子育て」に変更	73% (平成 23 年度)	78.7% (平成 28 年度)	61.2%	60%

■参考「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉を知っている割合（年代別）」

※「知っている」は「内容まで知っている」と「聞いたことはあるが内容は知らない」の合計



地域活動や市民活動に参加している男性の割合、広島県仕事と家庭の両立支援企業登録数（市内企業）、男性の育児休業取得率（市内企業）の3つの指標については、平成29年の値では増加傾向が見られたものの令和2年の値では減少し、目標値の達成は難しい状況となっています。新型コロナウイルスの蔓延による企業活動への影響、従来の情報提供や啓発活動が十分に実施できなかった影響も考えられ、状況の変化に対応した新たな支援、情報提供や啓発活動の充実を図る必要があります。

指 標	第3次計画 初年度 (平成 25 年度)	改定版 策定時 (平成 29 年度)	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和4年度)
地域活動や市民活動に参加している男性の割合	25.9% (平成 23 年度)	31.7% (平成 28 年度)	25.9%	40%
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録数 (市内企業)	35 社 (平成 23 年度)	92 社 (平成 28 年度)	50 社 (令和2年度)	100 社
女性の労働力率(30～34歳)	64.8% (平成 22 年度)	68.6% (平成 27 年度)	76.4% (令和 2 年度)	80%
男性の育児休業取得率(市内企業)	1.90%	3.5%	2.9%	5%

目標Ⅳ：男女がともに人権を尊重し、安心して暮らせる環境づくり

配偶者や恋人間における「手でぶつ」「殴るふりをして脅す」の各行為について、暴力だと思ふ人の割合は、ともに第3次計画初年度の値より大きくなっていますが、目標値の100パーセントには至っておらず、あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発と相談窓口の周知に取り組む必要があります。

中学校・高等学校等（高等専門学校、定時制を含む）におけるデートDV防止に関する取組を行う割合については8割前後で推移しており、目標の100パーセントに向けて、実施できていない学校への講師の派遣等を推進する必要があります。

指 標	第3次計画 初年度度 (平成 25 年度)	改定版 策定時 (平成 29 年度)	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和4年度)
配偶者や恋人間における「手でぶつ」「殴るふりをして脅す」の各行為について、暴力だと思ふ人の割合	手でぶつ 73.5% 殴るふりをして脅す 59.2% (平成 23 年度)	手でぶつ 79.0% 殴るふりをして脅す 63.3% (平成 28 年度)	手でぶつ 86.6% 殴るふりをして脅す 68.9%	手でぶつ 100% 殴るふりをして脅す 100%
中学校・高等学校等(高等専門学校、定時制を含む)におけるデートDV防止に関する取組を行う割合 ※カッコ内:実施校数。道徳教育の一環として実施したものも含む。	80%	81.8% (36 校)	76.7% (33 校)	100%

7 計画の重点項目

本計画の推進に当たっては、第3次計画における取組の成果と課題、および男女共同参画に係る最近の社会情勢を踏まえて、地域社会を構成する市・市民・事業者が協力し、次の課題に重点的に取り組めます。

1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

性別にかかわらずともに、ライフステージに応じた多様な働き方が選択でき、自らの希望するバランスで様々な活動に参画できる環境づくりとして、事業所のトップや管理職が「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を持続的成長のための経営戦略として捉えるための情報提供を行うとともに、保育サービス、介護サービス等の事業の充実を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの意義が、現在働いている世代以外を含む幅広い年代にまで浸透するように、さらなる広報・啓発活動を充実させます。

また、性別にかかわらず、市民が子育てや介護等に主体的にかかわることができるように、仕事と家庭、地域での生活の両立を支援します。さらに定年等により退職した男女が、これまでの経験を生かして地域活動等の様々な活動に参画し、生きがいのある生活を送ることができるよう、継続して取り組みます。

2 性差に係る固定的な意識の解消

依然として、長年にわたり人々の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定的概念が、政治や仕事の場、地域活動、家庭等の様々な場における男女共同参画の推進を妨げる一因となっています。

一人一人が性別によって制約されることなく個人として尊重され、自らの意思によって自分らしい生き方が選択でき、多様性を認め合える社会の実現のため、男女共同参画に関心の低い層にまで浸透するように、さらなる広報・啓発活動を充実させます。

また、性差に関わらずライフステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を選択できるように、男女共同参画の視点を踏まえた学校教育や生涯教育の推進に取り組みます。

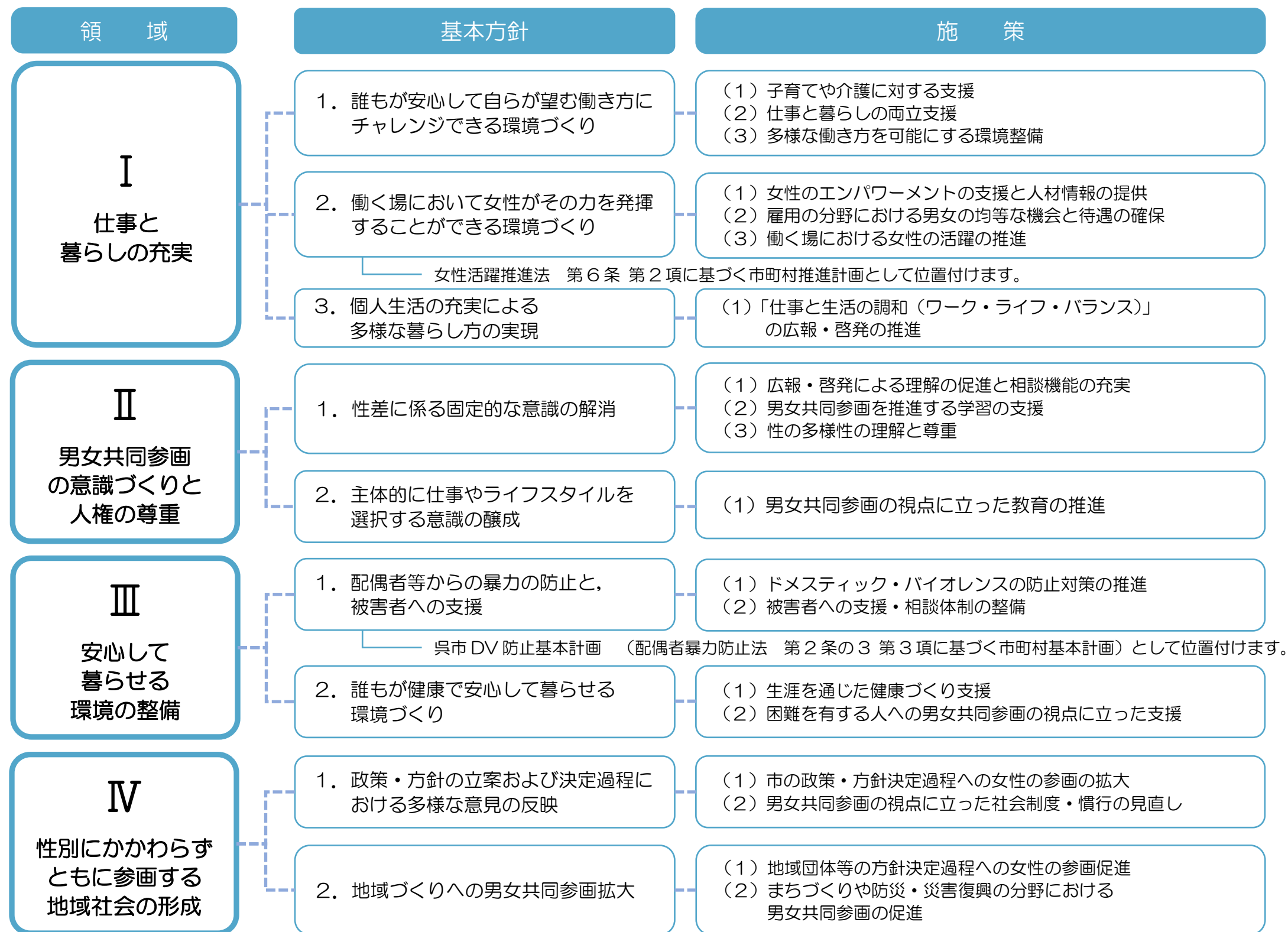
3 ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止対策の推進

男女間における暴力は、決して許されるものではなく、とりわけドメスティック・バイオレンス（DV）は、犯罪となる行為をも含む人権侵害です。このことを市民共有の認識とし、DV防止に向け啓発活動を推進します。また、DVの発生を未然に防ぐという観点から、若年層の間で問題となっている交際相手からの暴力、いわゆるデートDVの防止に向けた取組を推進し、お互いに相手を尊重し、対等な人間関係を構築できるよう、教育・啓発活動を行います。

また、DV等の被害者が安心して相談でき、適切に支援できる体制の充実、関係課機関との連携の強化に取り組みます。

第2章 計画の体系と内容

1 計画の体系



第2章 計画の体系と内容

1 計画の体系

領域	基本方針		施策	
Ⅰ 仕事と暮らしの充実	1	誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり	1	子育てや介護に対する支援
			2	仕事と暮らしの両立支援
			3	多様な働き方を可能にする環境整備
	2	働く場において女性がその力を発揮することができる環境づくり	1	女性のエンパワーメントの支援と人材情報の提供
			2	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
			3	働く場における女性の活躍の推進
	3	個人生活の充実による多様な暮らし方の実現	1	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の広報・啓発の推進
Ⅱ 男女共同参画の意識づくりと人権の尊重	1	性差に係る固定的な意識の解消	1	広報・啓発による理解の促進と相談機能の充実
			2	男女共同参画を推進する学習の支援
			3	性の多様性の理解と尊重
	2	主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成	1	男女共同参画の視点に立った教育の推進
Ⅲ 安心して暮らせる環境の整備	1	配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援	1	ドメスティック・バイオレンスの防止対策の推進
			2	被害者への支援・相談体制の整備
	2	誰もが健康で安心して暮らせる環境づくり	1	生涯を通じた健康づくり支援
			2	困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援
Ⅳ 性別にかかわらず地域社会の形成	1	政策・方針の立案および決定過程における多様な意見の反映	1	市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
			2	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	2	地域づくりへの男女共同参画拡大	1	地域団体等の方針決定過程への女性の参画促進
			2	まちづくりや防災・災害復興の分野における男女共同参画の促進

2 基本方針、基本施策および具体的施策

領域Ⅰ 仕事と暮らしの充実

(基本方針1) 誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり

性別にかかわらず誰もが仕事と子育てや介護を両立しながら安心して働き続けることができ、また、ライフスタイルに応じて柔軟に働くことができる環境を整備します。

施策1 子育てや介護に対する支援

性別にかかわらず誰もが、仕事と子育てや介護を両立しながら安心して働き続けることができるように、多様なライフスタイルに応じた子育て支援や介護支援の充実を図ります。

取 組	内 容	担当課
多様な保育サービスの提供	保護者の就労形態の多様化等に対応した、保育所等における保育サービスを提供します。	子育て施設課
放課後児童対策の充実	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の放課後の健全な育成を目的として、必要な地域において放課後児童会や子どもの活動拠点を整備し、適切な遊び及び生活の場の提供、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行います。	子育て支援課
介護サービス等の利用支援	高齢者が住み慣れた地域や自宅で可能な限り自立した生活が営めるよう、介護サービス等の適切かつ円滑な利用を支援します。	介護保険課 高齢者支援課
地域の子育て・介護支援体制の充実	地域で安心して子育てができるよう、また高齢者が地域で安心して暮らせるよう環境を整備します。	子育て施設課 地域保健課 高齢者支援課
子育てや介護に関する相談体制や情報提供の充実	子育てや介護に対する負担感や不安の解消を図るため、相談体制や情報提供の充実を図ります。	障害福祉課 文化振興課 子育て支援課 高齢者支援課

施策2 仕事と暮らしの両立支援

性別にかかわらず、仕事と家庭生活、地域活動等を両立させ、希望する生活が送られるように学習機会や情報を提供します。

取 組	内 容	担当課
家庭生活や地域活動等への参画支援	地域活動に関する情報提供や相談業務、家庭や地域への参画を支援する情報提供を行います。	地域協働課 人権・男女共同参画課
日常生活能力の向上支援	家事等の日常生活能力を獲得・向上できるよう、学習機会や情報を提供します。	生涯学習センター 高齢者支援課

施策3 多様な働き方を可能にする環境整備

パートタイム、派遣労働等の多様な働き方への支援と、育児・介護休業制度や時間外労働の制限、勤務時間の短縮など仕事と生活の両立支援に係る制度の定着及び利用促進を支援します。

取 組	内 容	担当課
パートタイム、派遣労働等の多様な働き方への支援	国・県等関係機関と連携し、パートタイム就労等における就業機会の拡大を支援するとともに、雇用の安定等に関する企業の啓発を行います。	商工振興課 人権・男女共同参画課
両立支援に向けた企業の取組の推進	企業における育児・介護休業制度や時間外労働の制限、勤務時間の短縮など仕事と生活の両立支援に係る制度の定着及び利用促進を支援します。	商工振興課

成果指標と目標値

指 標	現況値 (令和3年度)	目標値 令和 14(2032)年度
男性の育児休業取得率（市職員）	0.0%	10%
育児参加休暇取得率（市職員）	66.7%	100%
男性の育児休業取得率（市内企業）	2.9%	5%
家庭生活上で「介護・看護」を主に妻だけが行う人の割合	57.9%	0%を目指す
家庭生活上で「育児・子育て」を主に妻だけが行う人の割合	61.2%	0%を目指す

具体的事業の一覧

■ 施策1 子育てや介護に対する支援

取 組	具体的事業の一覧	担当課
多様な保育サービスの提供	公立保育所管理運営事業	子育て施設課
	一時保育事業	
	延長保育事業	
	障害児保育事業	
	病児・病後児保育事業	
	保育所の整備援助	
	産休明け入所事業	
放課後児童対策の充実	放課後児童健全育成事業	子育て支援課
	【拡充】放課後児童会・子供教室一体型モデル事業	
介護サービス等の利用支援	介護保険制度	介護保険課
	紙おむつ購入助成券支給事業	高齢者支援課
	家族介護慰労金支給事業	

取 組	具体的事業の一覧	担当課
地域の子育て・介護支援体制の充実	子育てヘルパー派遣事業	子育て支援課
	子育て家庭育児支援事業	
	子育て支援サークルネットワーク化事業	
	ファミリー・サポート・センター事業	
	子どもの居場所づくり助成事業	
	地域子育て支援拠点事業	子育て施設課
	子育て世代包括支援事業	地域保健課
	要介護高齢者等見守り支援事業	高齢者支援課
	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	
子育てや介護に関する相談体制や情報の充実	児童療育相談事業	障害福祉課
	青少年の教育相談	文化振興課
	家庭教育相談事業	
	家庭児童相談事業	子育て支援課
	地域相談センター	高齢者支援課
	地域包括支援センター	
	利用者支援事業	子育て支援課

■ 施策２ 仕事と暮らしの両立支援

取 組	具体的事業の一覧	担当課
家庭生活や地域活動などへの参画支援	呉市市民協働センターにおける情報提供、相談業務及び活動支援	地域協働課
	くれ男女共同参画セミナーの開催	人権・男女共同参画課
日常生活能力の向上支援	誰もが参加できる料理教室の開催	生涯学習センター
	地域介護教室の開催	高齢者支援課

■ 施策３ 多様な働き方を可能にする環境整備

取 組	具体的事業の一覧	担当課
パートタイム、派遣労働等の多様な働き方への支援	呉市シルバー人材センター支援	商工振興課
	公共職業安定所（ハローワーク）との連携	商工振興課 人権・男女共同参画課
両立支援に向けた企業の取組の推進	呉市職場環境改善資金特別融資制度	商工振興課
	市内企業の労働環境改善に向けた取組の広報	
	くれ勤労者福祉サービスセンター支援	

（基本方針２） 働く場において女性がその力を発揮することができる環境づくり

女性の個性や能力が十分に発揮できるよう、家庭、地域、職場等に対し啓発や情報提供を行い、企業や各種団体等における女性の参画機会の拡大、積極的な管理職等への女性の登用を促進するとともに、女性が仕事に対する意欲を持つことができ、またその力を発揮できる環境を整備します。

施策１ 女性のエンパワーメントの支援と人材情報の提供

女性の社会への関心と参加意欲を高めることができるような自主的な学習機会や情報を提供します。また、市民の学習支援や啓発活動推進の担い手となる人材情報を収集、提供します。

取 組	内 容	担当課
学習機会の充実	女性の社会への関心と参加意欲を高めることができるような自主的な学習機会や情報を提供します。	人権・男女共同参画課 地域協働課 子育て支援課
人材情報の収集・提供	市民の学習支援や啓発活動推進の担い手となる人材情報を収集し、提供します。	文化振興課

施策２ 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進するため、雇用に関する相談体制の充実を図るとともに、国・県等関係機関と連携して啓発を行います。

取 組	内 容	担当課
相談体制の充実	国・県・商工会議所等の関係機関と連携して、雇用に関する相談体制の充実を図ります。	商工振興課
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を講じるための啓発	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進するため、国・県等関係機関と連携して啓発を行います。	商工振興課 人権・男女共同参画課

施策３ 働く場における女性の活躍の推進

取 組	内 容	担当課
再就職・起業・自営業者への支援	国・県等関係機関と連携し、意欲のある起業家を育成するとともに、再就職、経営に関する知識・手法などの情報を提供します。	商工振興課 農林水産課

成果指標と目標値

指 標	現況値	目標値 令和 14(2032)年度
市の管理職に占める女性職員の割合	11.6% (令和4年度)	30%
女性の管理職がいる事業所の割合	51.0% (令和3年度)	70%
女性の労働力率(30～34歳)	76.4% (令和2年度)	80%

具体的事業の一覧

■ 施策1 女性のエンパワーメントの支援と人材情報の提供

取 組	具体的事業の一覧	担当課
学習機会の充実	女性団体・グループへの情報提供	人権・男女共同参画課
	呉市女性連合会への助成	地域協働課
	呉市母子寡婦福祉連合会助成事業	子育て支援課
人材情報の 収集・提供	「きらりすと」制度	文化振興課

■ 施策2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

取 組	具体的事業の一覧	担当課
相談体制の充実	呉市雇用促進協議会	商工振興課
職場での積極的 改善措置(ポジ ティブ・アクシ ョン)を講じる ための啓発	公共職業安定所(ハローワーク)との連携	商工振興課 人権・男女共同参画課

■ 施策3 働く場における女性の活躍の推進

取 組	具体的事業の一覧	担当課
再就職・起業・ 自営業者への支 援	女性の創業支援事業	商工振興課
	認定農業者の育成	農林水産課
	担い手農家の育成	
	新規漁業就業者への支援	
	農山村生産流通等改善事業	

（基本方針３） 個人生活の充実による多様な暮らし方の実現

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の普及，性別に関わらず誰もが，家庭生活や地域活動，学び等の個人生活を充実させることができるように広報・啓発を行います。

施策１ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の広報・啓発の推進

取 組	内 容	担当課
市における積極的取組の推進	企業等の模範となるよう，市職員の育児休業等の取得を推進するための環境づくりに積極的に取り組みます。	人事課 関係各課

成果指標と目標値

指 標	現況値 (令和3年度)	目標値 令和 14(2032)年度
市職員の年次有給休暇取得日数	8.79 日	15 日
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)という言葉を知っている割合	市民 48.3% 企業 97.2%	市民 65% 企業 100%

具体的事業の一覧

■ 施策１ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の広報・啓発の推進

取 組	具体的事業の一覧	担当課
市における積極的取組の推進	ワーク・ライフ・バランス研修の実施	人事課
	一斉定時退庁日の徹底	関係各課

領域Ⅱ 男女共同参画の意識づくりと人権の尊重

(基本方針1) 性差に係る固定的な意識の解消

性別による固定的な役割分担意識が反映された社会制度や慣行を見直し、男女が社会の対等な構成員として、様々な分野で、その個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会について理解を促すために広報・意識啓発を行うとともに、男女共同参画について理解を深める学習機会の充実を図ります。

施策1 広報・啓発による理解の促進と相談機能の充実

取 組	内 容	担当課
広報・意識啓発の実施	男女共同参画情報の発信や「男女共同参画週間」に合わせた講演会の実施等、男女共同参画の推進に向けた広報・意識啓発を行います。	人権・男女共同参画課
情報の収集及び提供	関連図書や行政資料等の情報を収集し、閲覧・貸出し及びホームページや広報誌等、市の広報媒体を活用して情報提供します。	人権・男女共同参画課 秘書広報課 中央図書館 関係各課
男女共同参画の意識啓発と相談機能の充実	仕事や家族、また自らの生き方等の悩みなどを相談しやすい体制の確立や心身の健康維持を図ります。	市民相談室 地域保健課

施策2 男女共同参画を推進する学習の支援

取 組	内 容	担当課
男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画の推進に向けた理解を深めるため、公民館での講座の開催等、生涯を通じた学習機会を提議します。	秘書広報課 生涯学習センター 学校教育課 人権・男女共同参画課
性別にかかわらずともに学習に参加するための条件の整備	講座や教室等の開催にあたって、育児や仕事をしている男女が参加しやすいよう、開催する場所・時間帯の工夫、託児の実施等を行います。	関係各課

施策3 性の多様性の理解と尊重

取 組	内 容	担当課
性の多様性や命を大切に する教育の充実	命の尊さや人を思いやることの大切さを伝えていくとともに、自分自身を大切にし、相手にも思いやりを持った行動ができるように啓発します。	人権・男女共同参画課 学校安全課 地域保健課
性に関する相談機会や 情報の提供	H I Vや性感染症を予防するための正しい知識の普及及び相談事業を行います。	地域保健課 学校安全課

成果指標と目標値

指 標	現況値 (令和3年度)	目標値 令和 14(2032)年度
「男は仕事, 女は家庭」という性別によって役割を固定化する考え方に反対する人の割合	男性 61.0% 女性 70.2%	100%を目指す
「社会全体」で男女の地位が平等だと思う人の割合	男性 18.9% 女性 12.3%	100%を目指す

具体的事業の一覧

■ 施策1 広報・啓発による理解の促進と相談機能の充実

取 組	具体的事業の一覧	担当課
広報・意識啓発の実施	呉市男女共同参画週間パネル展	人権・男女共同参画課
	くれ男女共同参画セミナーの開催	
	各種人権問題研修・講座の開催	
	呉市人権擁護委員協議会支援	
	呉市人権尊重企業連絡協議会 研修会	
情報の収集及び提供	人権に関する資料の貸出・閲覧	人権・男女共同参画課
	広報媒体を活用した情報提供	秘書広報課
	ホームページや広報紙等市の広報媒体を活用した情報提供	
	図書館資料の企画展示	中央図書館
	ホームページの充実	関係各課
男女共同参画の意識啓発と相談機能の充実	市民相談	人権・男女共同参画課
	精神保健福祉相談	地域保健課
	自殺対策推進事業	

■ 施策2 男女共同参画を推進する学習の支援

取 組	具体的事業の一覧	担当課
男女共同参画に関する学習機会の提供	出前トーク	秘書広報課
	各種講座の開設	生涯学習センター
	I C T (情報通信技術) を活用した教育の推進	学校教育課
	呉市人権教育・啓発推進連絡協議会	人権・男女共同参画課
	人権教育・啓発推進事業	
性別にかかわらずともに学習に参加するための条件の整備	託児の実施	関係各課

■ 施策3 性の多様性の理解と尊重

取 組	具体的事業の一覧	担当課
性の多様性や命を大切に する教育の充実	性の多様性に対する相談・啓発	人権・男女共同参画課
	わたしの“いのち”メッセージ展の開催	
	人権啓発ポスター・絵画展の開催	
	性に関する指導の実施	学校安全課
	思春期ふれあい体験学習	地域保健課
性に関する相談 機会や情報の提供	エイズ対策事業	地域保健課
	男女の相互理解	学校安全課

(基本方針2) 主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成

児童生徒に対して、性差に係る固定的な意識の解消に関する教育を推進するとともに、性別にかかわらず自己のライフスタイルや将来を考え、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てるキャリア教育の充実を図ります。

施策1 男女共同参画の視点に立った教育の推進

取 組	内 容	担当課
男女共同参画に関する教育の推進	児童・生徒に対し、性差に係る固定的な意識の解消に関する教育を推進します。また、自立および望ましい勤労観、職業観を育むため、技術・家庭科教育や職場体験学習等の充実を図ります。	学校教育課
教職員等の男女共同参画に関する理解の促進	運営全般にわたる男女共同参画の取組を推進するため、教職員、保育士、保護者等に対する研修等の充実を図ります。	学校教育課 子育て施設課 子育て支援課

具体的事業の一覧

■ 施策1 男女共同参画の視点に立った教育の推進

取 組	具体的事業の一覧	担当課
男女共同参画に関する教育の推進	キャリア・スタート・ウィーク	学校教育課
教職員等の男女共同参画に関する理解の促進	教職員研修の実施	学校教育課
	教育研究会部会事業（家庭科部会）	
	保育士研修	子育て施設課
	私立幼稚園協会への補助	子育て支援課

領域Ⅲ 安心して暮らせる環境の整備

(基本方針 1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

性被害やドメスティック・バイオレンス（DV）、様々なハラスメント等、あらゆる暴力による権利侵害のない環境を整備します。

施策 1 ドメスティック・バイオレンスの防止対策の推進

取 組	内 容	担当課
男女間のあらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	DV、性暴力、売買春、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、ストーカー行為等は、重大な人権侵害であるという認識を深め、暴力を容認しない社会風土を醸成するために、警察等関係機関と連携して、研修・講座の開催等を行います。	学校安全課 子育て支援課
DV防止に向けた教育・啓発の推進	DVが重大な人権侵害であることを市民共有の認識とし、DV防止に向けて理解が深められるよう、啓発活動を積極的に推進します。	人権・男女共同参画課
誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進	誰もが安心して暮らすことができるよう、防犯・防災対策、障害者・児童・高齢者虐待防止と養護者支援など、家庭や地域の安全を守るための取組を進めます。	地域協働課 高齢者支援課 障害福祉課 地域保健課 子育て支援課 学校安全課 文化振興課

施策 2 被害者への支援・相談体制の整備

取 組	内 容	担当課
相談体制の充実	相談者に対して適切な支援ができるよう、各種窓口の連携を行い、また相談員等の資質向上のための研修の充実を図ります。	学校教育課 人権・男女共同参画課 子育て支援課
被害者支援の充実	緊急に保護を必要とする被害者の安全を確保するとともに、被害者の情報が加害者に知られることのないよう、個人情報の管理を徹底し、被害者の自立に向けて関係各課や関係機関が相互に連携した取組を進めます。	住宅政策課 子育て支援課 子育て施設課 学校安全課

成果指標と目標値

指 標	現況値 (令和3年度)	目標値 令和 14(2032)年度
配偶者や恋人間における「手でぶつ」「殴るふりをして脅す」の各行為について、暴力だと思ふ人の割合	手でぶつ 86.6% 殴るふりをして脅す 68.9%	手でぶつ 100% 殴るふりをして脅す 100%
中学校・高等学校等(高等専門学校, 定時制を含む)におけるデートDV防止に関する取組を行う割合	76.7%	100%

具体的事業の一覧

■ 施策1 ドメスティック・バイオレンスの防止対策の推進

取 組	具体的事業の一覧	担当課
男女間のあらゆる暴力を許さない社会づくりの推進	DV防止対策関係機関連絡会議の開催	子育て支援課
	犯罪防止教室	学校安全課
	配偶者に対する暴力関係機関連絡会議（広島県主催）への参加	子育て支援課
DV防止に向けた教育・啓発の推進	DV防止啓発講演会の開催	人権・男女共同参画課
	DV相談先ミニガイドブックの作成・設置	
	デートDV防止啓発事業	
	デートDV防止啓発講師派遣事業	
誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進	防犯対策事業	地域協働課
	成年後見制度普及啓発事業	高齢者支援課（高齢者） 障害福祉課（知的障害者） 地域保健課（精神障害者）
	障害者虐待防止対策支援事業	障害福祉課
	児童虐待防止対策の強化	子育て支援課
	学校安全推進事業	学校安全課
	青少年指導センターの活動	文化振興課

■ 施策2 被害者への支援・相談体制の整備

取 組	具体的事業の一覧	担当課
相談体制の充実	女性相談事業	子育て支援課
	体罰, セクシュアル・ハラスメント, パワー・ハラスメント等に関する相談窓口の設置	学校教育課
	人権相談	人権・男女共同参画課
	相談員等の資質の向上	子育て支援課
被害者支援の充実	市営住宅優先入居	住宅政策課
	県子ども家庭センター・警察等関係機関との連携強化	子育て支援課
	母子生活支援施設運営事業	
	DV家庭の子どもに対する支援	子育て施設課 学校安全課

（基本方針２） 誰もが健康で安心して暮らせる環境づくり

ライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、性の多様性を理解して尊重し合える性教育等の充実、広報・意識啓発を行い、誰もが健康で安心して暮らせる環境を整備します。また、ひとり親家庭、高齢者、障害のある人、外国人、生活困窮者等、貧困を始めとして様々な困難を抱える人に対し、相談体制を充実させるとともに、解決に向けた包括的な支援を行います。

■ 施策１ 生涯を通じた健康づくり支援

取 組	内 容	担当課
母子保健対策の充実	妊娠から出産・子育てまで、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。	地域保健課
ライフステージに応じた健康の保持・増進	男性と女性それぞれの特有の病気や健康上の問題等について配慮し、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、様々な不安やストレスを軽減するための相談等の充実を図ります	地域保健課 学校安全課
健康を脅かす問題についての対策の推進	覚醒剤等、健康に及ぼす影響について情報提供を行います。	学校安全課

■ 施策２ 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援

取 組	内 容	担当課
高齢者への支援	高齢者が地域で生きがいを持って暮らせるよう、介護予防や社会参加を促進します。	高齢者支援課
障害のある人への支援	障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、就業機会の拡大、生活支援や社会参加、健康づくりの支援を促進します。	障害福祉課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の生活の安定と自立に向け、子育て支援とともに諸手当の支給や就業支援等を行います。	子育て支援課 住宅政策課
生活困窮者への支援	生活困窮者の生活の安定と自立に向けた支援を行います。	生活支援課
外国人への支援	外国人にとって暮らしやすい環境を整備するため、生活情報の提供や相談の充実を図るとともに、国際理解の推進に向け、交流イベントや語学教室等を開催します。	地域協働課 秘書広報課

具体的事業の一覧

■ 施策１ 生涯を通じた健康づくり支援

取 組	具体的事業の一覧	担当課
母子保健対策の充実	妊婦・乳幼児健康診査事業	地域保健課
ライフステージに応じた健康の保持・増進	ライフステージに応じた健康づくりの推進	地域保健課
	健康相談の推進	
	児童生徒定期健康診断	学校安全課
	児童生徒に対する食育の推進	
	就学時健康診断	
健康を脅かす問題についての対策の推進	薬物乱用防止教室の開催	学校安全課

■ 施策２ 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援

取 組	具体的事業の一覧	担当課
高齢者への支援	生きがい対策事業	高齢者支援課
	敬老バス優待運賃助成事業	
	老人クラブ連合会活動助成事業	
	「食」の自立支援配食サービス事業	
	緊急通報装置等給付事業	
障害のある人への支援	障害者相談支援事業	障害福祉課
	社会参加促進事業	
	いきいきパス（障害）の交付事業	
	障害者（児）のための補装具・日常生活用具給付事業	
	重度心身障害者医療費給付事業	
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭自立支援事業	子育て支援課
	児童扶養手当支給事業	
	ひとり親家庭医療制度	
	奨学資金貸付基金	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	
	公営住宅の提供	住宅政策課
生活困窮者への支援	生活保護制度の適正な運用	生活支援課
	自立支援プログラムの推進	
	生活困窮者の自立支援	

取 組	具体的事業の一覧	担当課
外国人への支援	国際交流センターにおける情報サービスの提供	地域協働課
	外国人相談窓口の設置（国際交流センター及び東部地区外国人総合相談窓口）	
	外国語教室（外国文化教室）	
	日本語教室の実施	
	日本語教室《呉》の実施	
	せかいの花の実施	
	たのしいにほんご教室の実施	
	青年海外協力隊募集への協力	
	国際交流センターにおける交流イベント	
	ホームページや広報紙等市の広報媒体を活用した情報提供	秘書広報課
	生活情報紙	地域協働課
	SNS (Instagram・Facebook)	

領域Ⅳ 性別にかかわらずともに参画する地域社会の形成

(基本方針1) 政策・方針の立案および決定過程における多様な意見の反映

政策・方針の立案や決定過程に幅広い意見を反映させるため、市が率先して審議会等委員への女性の登用を促進するとともに、女性職員の登用と職域拡大を推進します。また、男女共同参画に関する職員研修の充実、男女共同参画に関する意識調査や実態調査を定期的に行い、市民や事業者の意識や現状の把握に努め、施策推進の基礎資料とします。

施策1 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

取 組	内 容	担当課
審議会等委員への女性の参画の推進	審議会委員への女性の登用について、関係者の協力を得て促進します。また、女性の政策・方針決定過程への参画について呉市の現状を明らかにするため、女性委員登用率の公表を行います。	人権・男女共同参画課 人事課 関係各課
女性職員の登用と職域拡大の推進	女性職員の職域拡大、能力開発と登用を推進します。	人事課 消防総務課
多様な段階での市民意見の募集・聴取の推進	市民意見を広く反映させるため、市の施策立案への参画機会の拡充を行います。	秘書広報課 関係各課

施策2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

取 組	内 容	担当課
統計調査・研究の実施	男女共同参画に関する意識調査や実態調査等を定期的に行い、市民や事業者のニーズの把握に努め、施策推進の基礎資料とします。	企画課 人権・男女共同参画課
男女共同参画に関する職員研修の充実	市の職員が率先して男女共同参画社会の実現を担えるよう、職員研修を行います。	人事課

成果指標と目標値

指 標	現況値 (令和4年度)	目標値 令和14(2032)年度
女性委員のいない審議会数	3	0
審議会等委員に占める女性の割合	21.5%	40%

具体的事業の一覧

■ 施策１ 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

取 組	具体的事業の一覧	担当課
審議会等委員への女性の参画の推進	女性委員登用率の公表	人権・男女共同参画課
	女性委員登用率の目標値４０％の早期達成・方策検討	関係各課
	附属機関等の委員への女性の登用促進	人権・男女共同参画課 人事課
女性職員の登用と職域拡大の推進	国内研修機関等への派遣研修	人事課
	管理職への女性の積極的な登用	
	女性消防吏員の採用	消防総務課
多様な段階での市民意見の募集・聴取の推進	無作為抽出による審議会等委員の意見の活用	関係各課
	市政への提言	秘書広報課
	市長とわがまちトーク	

■ 施策２ 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

取 組	具体的事業の一覧	担当課
統計調査・研究の実施	市民意識調査の実施	企画課
	男女共同参画市民アンケート調査の実施	人権・男女共同参画課
	企業の取組状況調査の実施	
	年次報告の発行	
男女共同参画に関する職員研修の充実	人権尊重のまちづくり推進リーダー養成研修の実施	人事課

（基本方針２） 地域づくりへの男女共同参画拡大

個人や様々な地域団体等と協働・連携した活動，交流の機会づくり，人材情報や活動情報の公開を行うこと等により，自主的・自律的で活発な活動や交流が広がっていくよう支援します。また，地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り，性別にかかわらずともに活動でき，より生活しやすい豊かな地域づくりを支援します。

施策１ 地域団体等の方針決定過程への女性の参画促進

取 組	内 容	担当課
地域団体等の方針決定過程への女性の参画促進	性別にかかわらず，ともに自治会などの地域活動へ参画できるよう働きかけ，地域の活性化を図ります。	地域協働課

施策２ まちづくりや防災・災害復興の分野における男女共同参画の促進

取 組	内 容	担当課
地域活動の場における男女共同参画の促進	性別にかかわらずともにボランティア等の活動に参加でき，学習成果や知識・技能を活かせるように，各種活動を支援します。	地域協働課
防災・災害復興分野における男女共同参画の促進	災害時の経験を踏まえ，男女のニーズの違いに応じた防災計画の策定や災害現場における活動への女性の参画を促進します。 また，持続可能な社会の実現にとって重要な環境分野において，女性の積極的参画を推進します。	消防総務課 危機管理課 予防課 環境政策課 人権・男女共同参画課

成果指標と目標値

指 標	現況値	目標値 令和 14(2032)年度
女性の単位自治会長の割合	9.6% (令和 4 年度)	20%
地域活動や市民活動に参加している男性の割合	25.9% (令和 3 年度)	40%

具体的事業の一覧

■ 施策１ 地域団体等の方針決定過程への女性の参画促進

取 組	具体的事業の一覧	担当課
地域団体等の方針決定過程への女性の参画促進	まちづくりサポーター制度	地域協働課

■ 施策２ まちづくりや防災・災害復興の分野における男女共同参画の促進

取 組	具体的事業の一覧	担当課
地域活動の場における男女共同参画の促進	呉市市民協働センターの運営	地域協働課
	ボランティア活動推進事業	
防災・災害復興分野における男女共同参画の促進	消防団活動への女性の参加促進	消防総務課
	防災研修会等の実施	危機管理課
	地域防災計画や災害復興体制の整備	
	地域防災計画や避難所運営マニュアル等の作成・修正（改定）	
	防災知識の普及、訓練	危機管理課 予防課
	出前環境講座	環境政策課
	くれ環境市民の会	
	環境月間行事	
	災害時の男女共同参画センターとの連携	人権・男女共同参画課

3 指標と目標値の一覧

領域	基本方針	指 標	現況値	目標値 令和 14(2032) 年度
Ⅰ	1	男性の育児休業取得率（市職員）	0 % （令和 3 年度）	10%
		育児参加休暇取得率（市職員）	66.7 % （令和 3 年度）	100%
		男性の育児休業取得率（市内企業）	2.9 % （令和 3 年度）	5 %
		家庭生活で「介護・看護」を主に妻だけが行う人の割合	57.9 % （令和 3 年度）	0%を目指す
		家庭生活で「育児・子育て」を主に妻だけが行う人の割合	61.2 % （令和 3 年度）	0%を目指す
		広島県仕事と家庭の両立支援企業登録数（市内企業）	50 社 （令和 2 年度）	100 社
	2	市の管理職に占める女性職員の割合	11.6 % （令和 4 年度）	30%
		女性の管理職がいる事業所の割合	51.0 % （令和 3 年度）	70%
		女性の労働力率（30～34歳）	76.4 % （令和 2 年度）	80%
	3	市職員の年次有給休暇取得日数	8.79 日 （令和 3 年度）	15 日
		仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉を知っている割合	市民 48.3 % 企業 97.2 % （令和 3 年度）	市民 65 % 企業 100 %
Ⅱ	1	「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定化する考え方に反対する人の割合	男性 61.0 % 女性 70.2 % （令和 3 年度）	100%を目指す
		「社会全体」で男女の地位が平等だと思う人の割合	男性 18.9 % 女性 12.3 % （令和 3 年度）	100%を目指す
Ⅲ	1	配偶者や恋人間における「手でぶつ」「殴るふりをして脅す」の各行為について、暴力だと思う人の割合	手でぶつ 86.6 % 殴るふりをして脅す 68.9 % （令和 3 年度）	手でぶつ 100 % 殴るふりをして脅す 100 %
		中学校・高等学校等（高等専門学校、定時制を含む）におけるデートDV防止に関する取組を行う割合	76.7 % （令和 3 年度）	100%
Ⅳ	1	女性委員のいない審議会数	3 （令和 4 年度）	0
		審議会等委員に占める女性の割合	21.5 % （令和 4 年度）	40%
	2	女性の単位自治会長の割合	9.6 % （令和 4 年度）	20%
		地域活動や市民活動に参加している男性の割合	25.9 % （令和 3 年度）	40%

第3章 計画の実現に向けて

1 推進体制

(1) 呉市男女共同参画推進審議会

「くれ男女共同参画推進条例」第17条の規定に基づき、市民・学識経験者等から構成する「呉市男女共同参画推進審議会」を市長の附属機関として設置し、市長の諮問に応じて本計画の推進に関する基本的かつ総合的な施策および重要事項について調査・審議します。

(2) 呉市男女共同参画推進会議

第1副市長を会長、第2副市長および教育長を副会長、関係部長を委員とする「呉市男女共同参画推進会議」を設置し、市における男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。

(3) 国・県・関係機関との連携・協力

国，県，関係機関と連携・協力し，情報の共有化や事業実施を図ります。

2 計画の進行管理

「くれ男女共同参画推進条例」第9条の規定に基づき、毎年、施策の進捗状況を年次報告として公表するとともに、次年度以降の取組に反映させます。

また、男女共同参画を推進するための調査・研究の実施を定期的の実施し、男女共同参画に関する現状や市民の意識について実態を把握し、市民の意見や提案を施策に反映します。

